各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ 代表者名 取締役社長 佐藤 康博 本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 コード番号 8411(東証第一部、大証第一部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第11期定時株主総会及び各種類株式にかかる種類株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

平成 25 年 3 月 31 日より、新自己資本比率規制(以下「バーゼル」」といいます。)として、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正告示が施行されています。バーゼル において、銀行持株会社が発行する優先株式が自己資本比率規制上の自己資本として算入されるためには、当該銀行持株会社の実質破綻が認められる場合に、 元本の削減又は 普通株式への転換が行われる条項(いわゆる損失吸収条項)を当該優先株式の要項に定める必要があります。現在当社の定款上規定している第十一種、第十二種、第十三種優先株式については、現行定款の規定を前提とすると当該優先株式の要項に上記損失吸収条項を定めることができないことから、今回新たに第十四種、第十五種、第十六種優先株式を規定し、これらにつき、優先株式の発行時の取締役会の決議により上記損失吸収条項を定めることができるようにするものです。また、第十四種、第十五種、第十六種優先株式については、上記損失吸収条項以外の優先配当金、残余財産の分配、取得条項および取得請求権に関する規定を定めるとともに、複数回に分けて発行することができるようにするため、複数の発行回号を設け、各発行回号を異なる種類の株式として規定するものです。

さらに、現在定款上規定している、第十一種、第十三種優先株式の発行可能種類株式総数のうち未発行分を減少させるとともに、未発行の第十二種優先株式に係る規定を削除いたします。これとともに、今回新たに規定する第十四種、第十五種、第十六種優先株式については、それぞれ各発行回号の発行可能種類株式総数の合計数に上限を付すことにより、第十四種、第十五種、第十六種優先株式の発行可能種類株式総数は、第十一種、第十二種、第十三種優先株式の発行可能種類株式総数の減少の範囲内で設定いたします。また、各種類株式に係る発行可能種類株式総数の合計数が減少するため、これに伴い発行可能株式総数の減少を行います。

あわせて、現行定款第6条ただし書きの「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨の規定を削除するとともに、所要の変更を実施いたします。

なお、本件定款変更につきましては、会社法第 322 条の規定に基づき、各種類株式にかかる種類株主総会の決議が必要となっております。

当社グループといたしましては、平成25年2月に公表いたしました中期経営計画「One MIZUHO New Frontier プラン ~ < みずほ > の挑戦 ~ 」の着実な推進を通じて、収益の蓄積による内部留

保の積み上げや資産の効率的な運用等を図ることにより、バーゼル への対応は十分可能と考えており、現時点でバーゼル 対応を目的とした優先株式の発行を行う予定はございません。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現行定款

変更案

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 52,369,512,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、 株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式48,000,000,000 株第十一種の優先株式1,369,512,000 株第十二種の優先株式1,500,000,000 株第十三種の優先株式1,500,000,000 株

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 52,251,442,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。

普通株式 48,000,000,000 株 第十一種の優先株式 914,752,000 株 第十三種の優先株式 36,690,000 株 第一回第十四種の優先株式 900,000,000 株 第二回第十四種の優先株式 900,000,000 株 第三回第十四種の優先株式 900,000,000 株 第四回第十四種の優先株式 900,000,000 株 第一回第十五種の優先株式 900,000,000 株 第二回第十五種の優先株式 900,000,000 株 第三回第十五種の優先株式 900,000,000 株 第四回第十五種の優先株式 900,000,000 株 第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000 株 第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000 株 第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000 株 第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000 株

(優先配当金)

第 14 条 当会社は、第 52 条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただ

(優先配当金)

第 14 条 当会社は、第 52 条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただ

現行定款

し、当該事業年度において第 15 条に定める優先 中間配当金の全部または一部を支払ったとき は、その額を控除した額とする。

第十一種の優先株式

1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額

第十二種の優先株式

1株につき年 50 円を上限として、発行 に際して取締役会の決議で定める額

第十三種の優先株式

1株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額

(条文省略)

(条文省略)

(残余財産の分配)

第 16 条 当会社は、残余財産の分配については、 優先株主または優先登録株式質権者に対し、普 通株主または普通登録株式質権者に先立ち、そ れぞれ次に定める額の金銭を支払う。

> 第十一種から<u>第十三種</u>までの優先株式 1 株につき 1,000 円

> > (条文省略)

(優先株式の取得)

第 19 条 当会社は、第十二種および第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。

(新設)

変更案

し、当該事業年度において第 15 条に定める優先 中間配当金の全部または一部を支払ったとき は、その額を控除した額とする。

第十一種の優先株式

1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額

第十三種の優先株式

1株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額

第一回から第四回までの第十四種の優先株 式

1株につき年 100 円を上限として、発 行に際して取締役会の決議で定める額 第一回から第四回までの第十五種の優先株 式

1株につき年 100 円を上限として、発 行に際して取締役会の決議で定める額 第一回から第四回までの第十六種の優先株 式

> 1株につき年 100 円を上限として、発 行に際して取締役会の決議で定める額

> > (現行のとおり) (現行のとおり)

(残余財産の分配)

第 16 条 当会社は、残余財産の分配については、 優先株主または優先登録株式質権者に対し、普 通株主または普通登録株式質権者に先立ち、そ れぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第十一種から<u>第四回第十六種</u>までの優先株式

1 株につき 1,000 円 (現行のとおり)

(優先株式の取得)

第19条 当会社は、第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。

当会社は、第一回第十五種から第四回第十六 種までの優先株式については、発行に際して取 現行定款

変更案

前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の 一部を取得するときは、抽選または按分比例の 方法により行う。

(優先株式の取得請求)

第20条 第十一種および第十二種の優先株主は、 発行に際して取締役会の決議で定める取得を請 求することができる期間(以下「取得請求期間」 という。)中、当会社に対して当該優先株主の有 する優先株式の取得を請求することができる。 当会社は、当該優先株式を取得することと引換 えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を 交付することとし、当該優先株式 1 株の取得請 求により交付する普通株式の数等の取得の条件 は、当該取締役会決議で定める。

(優先株式の一斉取得)

第21条 当会社は、取得請求期間中に取得請求の なかった第十一種および第十二種の優先株式 を、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」 という。)をもって取得し、これと引換えに当該 優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式 を交付する。この場合、当該優先株式1株の取 得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優 先株式 1 株の払込金相当額(ただし、第十一回 第十一種優先株式については、1,000円とする。 以下同じ。)を当会社の普通株式の時価で除して 得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、 一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取 引日の東京証券取引所における当会社の普通株 式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その 計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四 捨五入する。

前項の普通株式の数は、第十一種および第十 二種の優先株式 1 株の払込金相当額を発行に際 締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、取締 役会の決議で別に定める日に、発行に際して取 締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当 該優先株式の全部または一部を取得することが できる。

前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式 の一部を取得するときは、抽選または按分比例 の方法により行う。

(優先株式の取得請求)

第20条 第十一種、第一回から第四回までの第十 四種および第一回から第四回までの第十五種の 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定 める取得を請求することができる期間(以下「取 得請求期間」という。)中、当会社に対して当該 優先株主の有する優先株式の取得を請求するこ とができる。当会社は、当該優先株式を取得す ることと引換えに当該優先株主に対して当会社 の普通株式を交付することとし、当該優先株式 1 株の取得請求により交付する普通株式の数等 の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。

(優先株式の一斉取得)

第21条 当会社は、取得請求期間中に取得請求の なかった第十一種、第一回から第四回までの第 十四種および第一回から第四回までの第十五種 の優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一 斉取得日」という。)をもって取得し、これと引 換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社 の普通株式を交付する。この場合、当該優先株 式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数 は、当該優先株式1株の払込金相当額(ただし、 第十一回第十一種優先株式については、1,000 円とする。以下同じ。)を当会社の普通株式の時 価で除して得られる数とする。ただし、普通株 式の時価は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に 始まる 30 取引日の東京証券取引所における当 会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配 表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除 く。) とし、その計算は一銭の位まで算出し、そ の一銭の位を四捨五入する。

前項の普通株式の数は、第十一種、第一回か ら第四回までの第十四種および第一回から第四

現行定款

して取締役会の決議で定める下限取得価額で除 して得られる株式の数を上限とする。

(新設)

(新設)

变更案

回までの第十五種の優先株式 1 株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。

当会社は、第一回第十四種および第二回第十 四種、第一回第十五種および第二回第十五種な らびに第一回第十六種および第二回第十六種の 優先株式については、元本の削減もしくは普通 株式への転換または公的機関による資金の援助 その他これに類する措置が講ぜられなければ当 会社が存続できないと認められる場合におい て、これらの措置が講ぜられる必要があると認 められるときとして、発行に際して取締役会の 決議で定める一定の事由が生じたときは、当該 取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当 該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定 める日、または当該一定の事由が生じた後の一 定の日であって当会社に適用のある自己資本比 率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決 議で定める日に、無償で、当該優先株式の全部 を取得する。

当会社は、第三回第十四種および第四回第十 四種、第三回第十五種および第四回第十五種な らびに第三回第十六種および第四回第十六種の 優先株式については、元本の削減もしくは普通 株式への転換または公的機関による資金の援助 その他これに類する措置が講ぜられなければ当 会社が存続できないと認められる場合におい て、これらの措置が講ぜられる必要があると認 められるときとして、発行に際して取締役会の 決議で定める一定の事由が生じたときは、当該 取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当 該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定 める日、または当該一定の事由が生じた後の-定の日であって当会社に適用のある自己資本比 率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決 議で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、 これと引換えに当該優先株式の優先株主に対し て当会社の普通株式を交付する。この場合、当 該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通 株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実 勢および当該優先株式の払込金額等を勘案し て、当該取締役会決議で定める。

現行定款	変更案
<u>前二項</u> の普通株式の数の算出に当たって 1 株	第一項、第二項および第四項の普通株式の数
に満たない端数が生じたときは、会社法第 234	の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じた
条の規定によりこれを取り扱う。	ときは、会社法第 234 条の規定によりこれを取
	り扱う。

2. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる) 平成25年6月25日(予定)

定款一部変更のための第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式にかかる 種類株主総会開催日

平成25年6月27日(予定)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 みずほフィナンシャルグループ

コーポレート・コミュニケーション部広報室 03-5224-2026

この文書は、「定款一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を 問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではございません。